

大槌町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月31日	<p>1 職員派遣について</p> <p>東日本大震災津波発災から現在まで、復興事業の推進に当たっては、全国の自治体より多くの職員を派遣いただきながら業務を行なっておりますが、復興完遂を目指すため、引き続き国や自治体への職員派遣の働きかけを頂くとともに、岩手県及び岩手県任期付職員の継続派遣について、御支援を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。</p> <p>国は、第1期復興・創生期間後においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用など、必要な人材確保に係る支援を継続するとしております。</p> <p>県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を継続するよう要望しており、引き続き、被災市町村が復興事業完了後の体制へ円滑に移行できるよう支援していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

7月31日	<p>2 主要地方道大槌小国線土坂峠トンネルの早期着工について</p> <p>主要地方道大槌小国線（大槌町～宮古市小国、延長=約35km）は、東日本大震災津波によって寸断した国道45号線の代替路線として、自衛隊や消防、緊急物資等の輸送路で町民の尊い命を繋ぐとともに、復興まちづくりの過程においても、復興支援道路として重要な役割を果たしてきました。</p> <p>また、土坂峠を越えた先で接続する国道340号線においては、交通の難所であった立丸峠トンネルが開通したことで、大規模災害時等には迅速かつ効率的な災害対応が期待されております。</p> <p>更に、宮古盛岡横断道路の開通後においては、緊急輸送圏域の拡大等による安全・安心の確保が期待されるほか、沿岸部と内陸部の経済活動の促進や観光・交流人口の拡大が期待されているところです。</p> <p>これらの期待される効果は、土坂峠のトンネル化により計り知れない可能性を持ち、より一層の相乗効果が期待され、災害時のリスク分散や平常時の経済活動の推進に大きく資するものであります。</p> <p>つきましては、岩手県民計画に掲げる、「災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築」を目指し、町民の悲願である「土坂峠トンネルの早期着工」を強く要望いたします。</p>	<p>主要地方道大槌小国線は、東日本大震災津波において、避難道路や内陸からの緊急物資の輸送道路として有効に機能したことから、県では「復興関連道路」として位置付け、交通あい路の解消や防災対策等を推進しています。</p> <p>御要望の土坂峠トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備について、平成18年度に600m区間が完了し、令和元年度に残り500m区間が完了したところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。</p> <p>なお、本路線は、岩手県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられており、災害時等における安全の確保を図るため、平成19年度から土坂峠地区で法面对策事業を実施しています。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C：1
7月31日	<p>3 緊急自然災害防止対策事業等について</p> <p>地方単独事業として実施する防災インフラの整備等に活用している、「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」については、事業年度を令和2年度までとされているが、頻発する災害被害の状況を踏まえて、防災減災対策をさらに推進する必要があることから、本制度期間の延長が必要であり、県内市町村の意見を取りまとめ、国に対して、県と県内市町村と共同で要望できるようご協力をお願いします。</p>	<p>緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことに伴い、事業期間が令和7年度まで延長されることになりました。（A）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1

7月31日	<p>4 周産期医療体制の充実について</p> <p>当町では、人口減少に対応し、町の活力を生み出していくため、地方創生総合戦略に基づき「安心して結婚・出産・子育てができるまち」の実現に向けた取組を進めているところです。</p> <p>このうち「出産」については、特定不妊治療費の助成などの支援を行っているところですが、大槌・釜石圏域においては、周産期医療体制の不足により、他地域での出産を余儀なくされるなど、住み慣れた地域の中で安心して出産をすることが困難な状況となっております。</p> <p>つきましては、県立釜石病院への地域周産期母子医療センターの設置など、大槌・釜石圏域における周産期医療体制を充実していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、周産期医療を取り巻く厳しい環境に対応するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、釜石地域については気仙・釜石圏域の中で、地域周産期母子医療センターである県立大船渡病院と周産期母子医療センター協力病院である県立釜石病院等の医療機関が機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の確保を図っているところです。</p> <p>また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めているところです。周産期母子医療センターについては、全国的に産科医が不足する中、関係学会からは医師の厳しい勤務条件を改善し、安全な分娩環境を確保するため、周産期に係る中リスク程度の比較的高度な医療行為を行うことができる機能を有する地域周産期母子医療センターの大規模化・重点化による産婦人科常勤医10名以上の配置などの提言がなされているところであり、現状では新たなセンターの設置は困難と考えています。(C)</p> <p>一方、県では平成30年3月に策定した第7次保健医療計画において、周産期医療を担う医療従事者の確保及び救急搬送体制の強化等を掲げ、分娩取扱医療機関がない市町村において、新たに正常分娩等比較的低リスクを扱う分娩取扱診療所を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について20,000千円を上限に県単独で補助を行っているほか、今年度から、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、市町村と連携し、ハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業やモバイル型妊婦胎児遠隔モニターによる妊産婦の緊急搬送時において、産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し安全・安心な出産を支援する事業に取り組んでおり、安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に向けていきます。</p> <p>これらを総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	B : 1、 C : 1
-------	---	---	-------------	-------------	-----------------

7月31日	<p>5 釜石医療圏域における基幹病院の整備について</p> <p>当町の医療圏域は、釜石市と大槌町で構成されており、当町においては、地域の総合医療機関として岩手県立大槌病院がありますが、基幹病院や急性期病院としては、岩手県立釜石病院が担っております。</p> <p>県立釜石病院は昭和52年より移転新築から40年以上が経過し、平成23年8月の耐震改修から10年が経過しようとしております。</p> <p>このことから他の県立病院と比べ設備が老朽化しているものの、釜石医療圏域の基幹病院として24時間体制での救急医療の実施や高度・特殊医療の提供、盛岡医療圏域との遠隔医療の中心の病院として、必要不可欠な圏域の中核医療機関であります。</p> <p>つきましては、感染症病棟にも対応した、安定的な医療供給体制を確立するため、新築による整備計画を要望いたします。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。</p> <p>県立釜石病院については、令和2年3月に劣化調査を完了しており、当該調査の結果を踏まえ対応していきます。</p> <p>また、感染症病床についても圏域の状況を踏まえながら対応していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B：1
-------	---	---	-------------	-------	-----

7月31日	<p>6 介護事業を支える人材確保対策について</p> <p>介護事業を支える人材の確保については、介護従事者の住宅の確保や赴任旅費等に対する支援を頂いておりますが、抜本的な解決を図るためには、国の責任において、介護従事者の処遇改善のための適切な制度設計がなされるとともに、県においても更なる支援を行う必要があると考えております。</p> <p>「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善など、引き続き人材確保のための支援策を講ずるよう要望します。</p>	<p>介護サービス基盤の整備について、県では、「介護施設等整備事業費補助」などの補助事業により、市町村が第7期介護保険事業計画に基づいて行う各種介護サービス基盤の整備が着実に進むよう支援しています。(A)</p> <p>人材確保対策について、国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として、25万人の介護人材の確保に総合的に取り組んでいるところです。</p> <p>県では、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から総合的に取り組んでいるところですが、今年度は、特に「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護事業所における介護職員処遇改善加算の新規取得促進やより上位の加算取得に係る研修会及び相談会を開催し、引き続き介護人材の確保に取り組んでいきます。(A)</p> <p>なお、県では、政府予算提言・要望活動において、介護人材確保対策を一層拡充するよう継続して要望しているところであり、今後も必要な要望を行っていくほか、全国知事会においても、今年度も国に対して、介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るための施策の推進等について要望を行っています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：2
-------	--	---	---------	---------	-----

7月31日	<p>7 復興・創生期間後の生活支援相談員による支援体制の継続について</p> <p>国が令和元年12月に定めた「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」では、コミュニティ形成や心の復興等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するものとされています。</p> <p>当町においては、全ての被災者が恒久的な住宅に移行したものの、地域住民の構成が定常化してから日も浅く、コミュニティの形成は未だ途上にあります。</p> <p>つきましては、復興・創生期間が経過する令和3年度以降も、県が県・市町村社会福祉協議会と連携して実施している生活支援相談員事業について、所要の事業規模及び支援期間を確保し、被災者への個別支援やコミュニティの形成支援を継続していただきますよう要望します。</p>	<p>被災地においては、復興・創生期間（1期）の終了後も、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援など、中長期的に取り組むべき課題もあるところです。</p> <p>そのため、県では、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえながら、当該期間終了後においても必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和2年6月に実施した令和3年度政府予算要望において国に要望しました。</p> <p>その結果、令和2年7月に国で決定された第2期復興・創生期間の財源フレームにおいて、本県や市町村が必要と見込んでいる事業規模に見合う財源を確保できる見込みであることが示されたところです。</p> <p>また、生活支援相談員事業については、県社会福祉協議会と連携し、地域の実情を踏まえて生活支援相談員の配置に努めてきており、市町村が配置する支援員や民生委員等と協働して、被災者への訪問による見守りや相談支援などの個別支援を行うとともに、同じ地域で暮らす方々がお互いに支え合えるコミュニティづくりのためのサロン活動を行うなど、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行っています。</p> <p>県としては、引き続き、国に要望を行い、生活支援相談員事業の予算確保に努めるとともに、市町村、社会福祉協議会と一体となって、被災者の生活や環境の変化に適応した見守りや相談体制の構築を推進していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部、経営 企画部	B：1
-------	--	--	-------------	-----------------------	-----

7月31日	<p>8 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業金（中小企業等グループ補助金）について</p> <p>中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）について、事業採択のうえ再建途中の被災事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による建設資材や人員の不足等から補助事業の実施に遅れが生じていることから、令和2年度内の事業完了が困難な補助事業者に対して、令和3年度に予算を繰り越せるよう努めていただくよう要望します。</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、6月10日に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」及び「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望したところです。</p> <p>また、令和元年12月20日に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続について「復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」とされたところです。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
7月31日	<p>9 県立釜石祥雲支援学校通学バスの運行について</p> <p>昨年度要望した、大槌町から県立釜石祥雲支援学校への登下校用通学バスの運行について、登校用の通学バスの運行が開始されたことに感謝いたしますとともに、引き続き下校用バスにつきましても実現していただきますよう要望します。</p>	<p>通学バスの運行については、昨年度の要望を受け、児童生徒の状況等を勘案した運行ルートの検討などを行い、今年度から登校時の運行を開始したところです。</p> <p>下校時の運行については、児童生徒の利用希望人数、放課後等デイサービス事業所等の利用状況、バスの添乗に係る教職員の配置等に加え、新築移転後のニーズも含めた総合的な観点から、今後検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1